

上 信 越 自 動 車 道
片山トンネル（下り線）補強工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 7 月

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所

目 次

	頁
1. 工事概要.....	1
2. 適用する共通仕様書.....	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限.....	1
4. 配置技術者に関する事項.....	2
5. 工事用地等に関する事項.....	3
6. 自工区外盛土場に関する事項.....	3
7. 関連施設その他との関係.....	4
8. 作業日及び作業期間に関する事項.....	5
9. 関連工事に関する事項.....	6
10. 初期点検の実施.....	6
11. 工事費構成内訳書に関する事項.....	6
12. 工程表及び履行報告に関する事項.....	7
13. 工事用道路に関する事項.....	8
14. 貸与品に関する事項.....	9
15. 残存物件の処理に関する事項.....	10
16. 保安に関する事項.....	10
17. 環境保全に関する事項.....	13
18. 建設副産物に関する事項.....	14
19. 部分使用に関する事項.....	16
20. 現場環境改善に関する事項.....	17
21. 業務用プレート等に関する事項.....	17
22. 三者協議会に関する事項.....	18
23. 工事変更等検討会の設置.....	18
24. 週休2日工事.....	19
25. カーボンニュートラル推進工事.....	20
26. 工事細部に関する事項.....	21
27. 率計上工事に関する事項.....	62
28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....	64
29. 補足事項.....	66

添付資料

様式－１－１	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－１－２	工事費構成内訳書
様式－１－３	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	上信越自動車道 片山トンネル（下り線）補強工事 三者協議会協定書 （案）
別添－２	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－３	取得報告書
別添－４	実績価格調査票
別添－５	カーボンニュートラル施工計画書 （提案項目）
別表－１	残存物件一覧表

1. 工事概要

1-1 工事箇所

上信越自動車道

(自) 長野県上田市住吉 (上田菅平IC KP96.8)

緯度 36° 24' 50" 経度 138° 17' 00"

(至) 長野県長野市松代町西寺尾字午新田 (長野IC KP124.9)

緯度 36° 34' 30" 経度 138° 12' 20"

長野自動車道

(自) 長野県千曲市屋代 (更埴IC KP74.8)

緯度 36° 33' 00" 経度 138° 07' 50"

(至) 長野県千曲市雨宮 (更埴JCT KP75.7)

緯度 36° 33' 10" 経度 138° 08' 30"

1-2 施工内容

インバート設置

約0.1km (トンネル1本)

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「施設工事共通仕様書」を追加し、令和7年7月版を適用するものとする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」 (2) のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・ 安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・ 設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・ 交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・ 交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」 (4) に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

①上信越自動車道 富岡 I C から信濃町 I C を通過する市町村（富岡市、下仁田町、安中市、佐久市、小諸市、東御市、上田市、坂城町、千曲市、長野市、須坂市、小布施町、飯綱町、中野市、信濃町）

②長野自動車道 安曇野 I C から更埴 J C T を通過する市町村

（千曲市、麻績村、筑北村、安曇野市、松本市）

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	坂城 I C (内プラ)
使 用 用 途	① 工事用機械の作業基地として使用するもの ② 夜間作業に伴う廃材の仮置き場として使用するもの ③ 貸与若しくは残存物件となる資材の仮置き及び場外作業場として使用するもの ④ 内装工の施工ヤードとして使用するもの
敷 地	約 6 0 0 m ²
期 間	工事期間中

6. 自工区外盛土場に関する事項

6-1 自工区外盛土場

6-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名 称	盛 土 可 能 量	補償費	摘 要
1	長野県千曲市屋代スマート I C	1 3 0 0 m ³	無償	

なお、これらに要する費用は関連する単価項目の単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

6-1-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	長野自動車道 一本松トンネル(上り線)北補強工事	(株) 大林組	
2	長野自動車道 明科トンネル補強工事	鹿島建設 (株)	
3	上信越自動車道 屋代スマート I C 工事	未 定	

6-1-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 その他

受注者は、盛土が完了後監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
上信越自動車道	東日本高速道路㈱ 長野管理事務所	上田菅平 I C ～長野 I C	
長野自動車道	東日本高速道路㈱ 長野管理事務所	更埴 I C ～更埴 J C T	
県道 9 1 号線	長野県千曲建設事務所	坂城町	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
上信越自動車道 (K P 9 6 . 8 ～ K P 1 2 4 . 9)	長野県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
県道 9 1 号線	長野県千曲警察署	交通規制

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
光通信ケーブル	東日本高速道路㈱	全工事範囲	埋設
メタル通信・電 源ケーブル	東日本高速道路㈱	全工事範囲	埋設及び添架

上表 (2) の高速道路等の交通規制に必要な協議 (道路交通法第 8 0 条に基づく協議) については、原則として発注者が行うものとする。なお、高速道路等とは、当社が管理する道路 (供用中の高速道路及び一般有料道路) をいう。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
① 3連休以上の土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
② 毎年 4月下旬～5月上旬 約10日間		
③ 毎年 8月上旬～8月下旬 約10日間		
④ 毎年 12月下旬～1月上旬 約10日間		
⑤ 令和9年4月4日～令和9年6月19日 77日間		
⑥ 毎年 12月中旬～翌年3月中旬まで （④の期間を除く）	坂城 I C～ 更埴 J C T	昼夜連続車線規制

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。また、降雪予報及び雪氷作業の場合は交通規制を伴う作業不可となる。

8-2 昼夜連続作業・夜間作業

本特記仕様書 2-6-2 に示す昼夜連続作業及び夜間作業とした項目、昼夜連続車線規制については、共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定にかかわらず昼夜連続または夜間にて作業を行うことができるものとする。

8-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

（1）上信越自動車道

上 下 別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
下	上田菅平 I C～更埴 J C T	終日可能	終日可能

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
長野管内 道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクス・メンテナ ス関東
長野管内 施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクス東日本 エンジニアリング
上信越自動車道 長野管理事務所管内 (東)舗装補修工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に長野管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

10-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、トンネル構造物とする。

11. 工事費構成内訳書に関する事項

11-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-1-2のとおりとする。

なお、提出は様式-1-1及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1-3）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

12. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1-3）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1）準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2）準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4）工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
土留工	仮設防護柵工、目隠しフェンス工、脱輪防止工
構造物取壊し	構造物取壊し工、コンクリート切断工、コンクリート穿孔工
覆工受台	構造物掘削、型わく、コンクリート
インバート	構造物掘削、型わく、コンクリート、インバート埋戻し工、
復旧工	用排水溝、集水ます、監視員通路工、内装工、切削オーバーレイ工、打換工、仮舗装工、ハンドホール工、縁石工、ハンドレール工、トンネル部保護土工、
交通規制工	交通規制工、交通保安要員
その他工種	計測工B、路盤排水工、路面標示工、トンネル部管路工、視線誘導標撤去設置工、渋滞対策工、交通規制安全設備工
雑工	上記以外の合計

（2）共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する

13. 工事用道路に関する事項

13-1 工事用道路の指定

共通仕様書項1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	国道18号	3.5m×2車線	900m	舗装	無償	——	——	既設
②	市道4241号線	5.0m（全幅）	500m	舗装	無償	——	——	既設
③	国道403号	2.75m	400m	舗装	無償	——	——	既設
④	市道4269号線	3.0m	200m	舗装	無償	——	——	既設
⑤	市道4268号線	3.0m	650m	舗装	無償	——	——	既設
⑥	県道91号線	3.5m	1500m	舗装	無償	——	——	既設

13-2 工事用道路の使用条件

前項の工事用道路の使用条件は以下のとおりとする。

番号	路線名または場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間	散水・清掃等の維持
①	国道18号	終日	終日	不可	不要
②	市道4241号線	終日	終日	不可	不要
③	国道403号	終日	終日	不可	不要
④	市道4269号線	終日	終日	不可	不要
⑤	市道4268号線	終日	終日	不可	不要
⑥	県道91号線	終日	終日	不可	不要

1 3 - 3 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 3 - 1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工 事 名	受 注 者
① ～ ⑤	長野自動車道 一本松トンネル（上り線）補強工事	（株）大林組
① ～ ⑤	長野自動車道 明科トンネル補強工事	鹿島建設（株）
① ～ ⑤	上信越自動車道 屋代スマート I C 工事	未 定

1 4 . 貸与品に関する事項

1 4 - 1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	—	—	工事期間中
車載式標識	車載用LED標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	—		
標識等安全施設		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 5. 残存物件の処理に関する事項

1 5－1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は「残存物件一覧表」（別表-1）に示すとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 5－2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 5－1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

1 6. 保安に関する事項

1 6－1 安全管理の強化

1 6－1－1 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 6－1－2 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 6－1－3 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 6－1－4 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人に対して指導を徹底するものとする。

1 6 - 1 - 5 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 6 - 1 - 6 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 (1) 及び (4) に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

1 6 - 1 - 7 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 6 - 1 - 8 トンネル内入場に関する事項

受注者は元請け職員及び全作業員に対し、トンネル内では高視認性作業服の着用を徹底するものとする。また費用は、諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 6 - 2 交通規制等

1 6 - 2 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 6 - 2 - 2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

- ・契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保するものとする。

1 6 - 2 - 3 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 6 - 3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 6 - 3 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDD I ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 3 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 3 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

(1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

(2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
光通信ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	本工事にて、走行側受台施工時は追越側、追越側受台施工時には走行側に移設	管理用図面	
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	添架による近接施工	管理用図面	

(3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 6 - 4 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 7. 環境保全に関する事項

1 7 - 1 砂塵・穿孔・切断水飛散等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行と構造物掘削、構造物取壊し、コンクリート切断工、アスファルト切断工、コンクリート穿孔工による砂塵・穿孔水飛散等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 7 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 7 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 7 - 4 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 建設副産物に関する事項

18-1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1-28 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊	・既設構造物の取壊し (円形水路・集水ます・覆工切欠き部・監査廊天端コンクリート・監視員通路・ハンドホール等) ・既設コンクリート舗装版の取壊し	約 200 m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	・仮舗装版の取壊し (アスファルト舗装版)	約 100 m ³	再資源化施設
建設発生土	・構造物掘削土の処理 ・路盤材等の撤去	約 1300 m ³	本特記仕様書 6-1 自工区外盛土場に関する事項による
陶磁器くず	既設トンネル内装板の撤去 (内装工タイル) 既設トンネル施設工の撤去 (トンネル部多孔陶管)	約 6 m ³	最終処分場
廃プラスチック類	既設トンネル施設工の撤去 (光ケーブル・接続材等) トンネル部管路工 V E 撤去 (塩化ビニル管) 既設路盤排水工 (高密度ポリエチレン管・塩化ビニル管)	約 1 m ³	再資源化施設

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊	中間処理施設 米山建材（株） 更埴リサイクル センター	長野県長野市篠 ノ井岡田607-5	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間：7：30～17：00 廃材制限：50×50×50(cm)
アスファルト・ コンクリート塊			定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間：8：20～17：00 廃材制限：50×50×50(cm)以下
陶磁器くず			定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間：8：20～17：00
廃プラスチック 類	直富商事(株) 秋古工場 中間処理	長野市大字大豆 島3397番地6	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8：10～17：00

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。なお、構造物取壊し工（コンクリート構造物取壊し T y p e B）で発生するコンクリート塊について、設計図書に示すサイズ（1250*720*250）についての受入は可。

18-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

19. 部分使用に関する事項

19-1 工事の部分使用

共通仕様書 1-49-1 「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
下り線 K P 108. 231～K P 108. 357の下記に示す工種 ・ 切削オーバーレイ工 ・ 打替工	規制撤去後	一般の用に供するため
K P 108. 227～K P 108. 362の下記に示す工種 ・ 率計上工事に関する事項	施工完了後	トンネルの維持管理上必要なため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

20. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 25 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・ 昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・ 現場休憩所の快適化
現場環境改善 （安全関係）	・ 工事標識、照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
地域連携	・ パンフレット、工法説明ビデオ

21. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
上信越自動車道	上田菅平IC～長野IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車
長野自動車道	更埴IC～更埴JCT	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

2.2. 三者協議会に関する事項

2.2-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- （１） 上信越自動車道 片山トンネル（下り線）補強工事における２次元弾塑性 FEM 解析によるインバート形状の検討
- （２） 上信越自動車道 片山トンネル（下り線）補強工事において半断面施工にともなう土留工設計の実施

2.2-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「上信越自動車道 片山トンネル（下り線）補強工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結するものとする。

2.2-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2.2-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1－5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1－17 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2.3. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4 . 週休 2 日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休 2 日を達成するよう工事を実施する「週休 2 日工事（発注者指定方式）」である。

2 4 - 1 定義

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く着工日から工事が完成した日までの期間をいう。
 - ① 共通仕様書 1 - 1 3 「作業日」に規定する 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで及び夏期休暇（3 日）の期間
 - ② 共通仕様書 1 - 3 5 「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間
 - ③ 工場製作のみを実施している期間
 - ④ 冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間
- (3) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 4 - 2 履行確認（週休 2 日確保の確認方法）

- (1) 受注者は、現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡をするものとする。
- (2) 受注者は、工事完成後に、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添 - 3）を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休 2 日の取得状況を確認するものとする。

2 4 - 3 工期

本工事は、共通仕様書 1 - 1 2 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着工期限）：契約保証取得の日の翌日から 1 2 0 日間（まで）

2 4 - 4 週休 2 日工事に要する費用

2 4 - 4 - 1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、週休 2 日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：工期単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

2 4 - 4 - 2 支 払

週休 2 日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

2 5. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

2 5 - 1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行う取り組み

（２）次のいずれかを行う取り組み

- ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
- ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
- ・ CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（４）本工事において実施が確認できる取り組み

(5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 5 - 2 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

(1) 受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－5）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 5 - 1」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 5 - 3 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第 19, 20 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 5 - 4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 6. 工事細部に関する事項

- ・施設機材仕様書（以下「機材仕様書」と言う。） 令和 6 年 7 月版
- ・機械電気通信設備標準設計図集（以下「機電通標準図集」と言う。） 令和 7 年 7 月版

2 6 - 1 施工計画書

共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 6 - 2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備 考
夜間作業	(夜)	
昼夜連続作業	(昼夜)	
昼間作業	無表記	

2 6 - 3 構造物掘削

2 6 - 3 - 1 種別

構造物掘削の「種別」は下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
普通部 (A)	1) 掘削箇所（覆工受台部）における基礎地盤の土砂、岩を掘削し処理する作業をいう。 2) 掘削においては、油圧ブレーカ併用による施工 3) 掘削残土の積込み 4) 本特記仕様書 6 - 1 に示す施設までの運搬及び敷均し
特殊部 (A)	1) 掘削箇所（インバート部）における基礎地盤の土砂、岩を掘削し処理する作業をいう。土留方式：親杭横矢板工 2) 掘削においては、油圧ブレーカ併用による施工 3) 掘削残土の積込み 4) 本特記仕様書 6 - 1 に示す施設までの運搬及び敷均し

2 6 - 3 - 2 施 工

- (1) トンネルインバート施工に伴う掘削作業において縦断方向の最大掘削延長は、30 mまたは覆工3スパンとし双方のうち延長が大きいものを最大施工延長とする。
- (2) 覆工受台施工に伴う掘削作業において、目地部（目地を中心として縦断方向に4 mの範囲）の施工を行う。目地部間の施工は、目地部の受台コンクリートの施工以後に行うものとする。

2 6 - 3 - 3 発生材

掘削土砂の取扱いは、本特記仕様書 18 の規定によるものとする。

2 6 - 3 - 4 地山の挙動による変更について

動態観測の結果、地山状態、湧水量、既設覆工コンクリートの変状等により構造物掘削の施工が困難と判断された場合、掘削工法、掘削方式及びストラット工等による対策工や補助工法の検討及び追加又は変更について監督員が必要であると認めて対策工等を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

26-3-5 支 払

共通仕様書2-8-1.1「支払」に次の項目を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2- (6) 構造物掘削	
普通部 (A) (昼夜)	m ³
特殊部 (A) (昼夜)	m ³

26-4 用排水構造物工

26-4-1 用排水溝の種別

用排水溝の「種別」は下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
D s - S t φ 0 . 2 0 (A)	追越車線側（監査廊側）の円形水路（工場製コンクリート製品）に使用するもの。

26-4-2 集水ますの種別

集水ますの「種別」は下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	設計図書に 示す記号	標準 コンクリート量
T y p e J - 1	追越車線側の既設円形水路（D s - S t φ 0 . 2 0 (A)）に接続する、清掃用の集水ます（T-25荷重対応）を設置するもの。※鋼製ふた（グレーチング）を含む	Dc [^] -St(Sw) φ 0.20(T)	0.26m ³

26-4-3 支 払

共通仕様書5-4-5「支払」に次の項目を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
5- (1) 用排水溝	
D s - S t φ 0 . 2 0 (A) (昼夜)	m
5- (3) 集水ます	
T y p e J - 1 (昼夜)	箇所

26-5 構造物用コンクリート

26-5-1 種 別

共通仕様書8-2-3 コンクリートの「種別」及びコンクリート施工管理要領3-2 コンクリートの「種類」に下表を追加する

コンクリートの種別	使用構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	空気量(%)	沈下度(秒)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	セメントの種類	最小単位セメント量(kg/m ³)	最大塩化物量(CI-)(kg/m ³)
C2-1(T1)	覆工受台	24	4.5 ±1.5	—	8.0 ±2.5	20 25	H	300	0.60
C2-1(T2)	インバートコンクリート								

26-5-2 コンクリート構造物への載荷

共通仕様書8-2-15によらず、次のとおりとする。

打設したコンクリート構造物に荷重をかける場合は、コンクリートの強度構造物の種類、作用荷重の種類と大きさ等を考慮して、インバート埋戻し施工荷重及びその後の重機通行荷重に対する若材齢での必要強度について検討を行い、構造物が有害なひびわれその他の損傷を受けないように計画を立案し実施しなければならない。上記検討結果に伴い現場の施工性や耐久性等から本特記仕様書26-5-1に示すコンクリートの種別について品質基準の見直しを行う場合、受注者は必要な配合条件、計画配合の検討を行うものとする。この場合、監督員が必要であると認めてコンクリートの種別変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

26-5-3 支 払

共通仕様書8-2-17「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目

検測の単位

8-（1）コンクリート

C2-1（T1）

m³

C2-1（T2）

m³

26-6 型わく工

26-6-1 型わくの種別

共通仕様書8-3-2「型わくの種別」に、下表を追加する。

単価表の項目	使用箇所
D1	覆工受台
D2	トンネルインバート

26-6-2 支 払

共通仕様書 8-3-6 「支払」に次の項目を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
8- (2) 型わく	
D 1 (昼夜)	m 2
D 2 (昼夜)	m 2

26-7 インバート埋戻し工

26-7-1 材 料

インバート埋戻し工の材料は、共通仕様書 12-10-2 「材料」によらず、次のとおりとする。

使用する材料は、JIS A 5001 (道路用碎石) クラッシャーラン C-40 に適合する購入材によるものとし「土工施工管理要領」の規定に適合するものとする。

26-7-2 施 工

共通仕様書 12-10-3 「施工」によらず、インバート埋戻し工の施工は、インバート本体コンクリートの強度がその作業を行う上で十分と判断できる材令を確認したうえで施工するものとする。

26-7-3 支 払

インバート埋戻し工の支払は、共通仕様書 12-10-5 「支払」によらず次のとおりとする。

インバート埋戻し工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うインバート埋戻し工に使用する材料費等インバート埋戻し工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
12- (7) インバート埋戻し工	
インバート埋戻し (昼夜)	m 3

26-8 計測工B

26-8-1 定義

計測工Bとは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、トンネルインバート補強工施工中の既設覆工コンクリートの安定の確保と地山挙動の把握、設計施工の反映、維持管理のための資料収集、整理を行うための計測を行うことをいう。単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
計測工B	インバートコンクリート応力測定（設置）
	インバートコンクリート応力測定（供用）
	内空変位測定（設置・撤去）
	内空変位測定（供用）
	オンライン計測システム（設置・撤去）
	オンライン計測システム（供用）

※工事用電力設備（割掛費用）を用いる設備については、工事用電力費を無償とする。

26-8-2 施工

共通仕様書12-12-2「施工」に下記を追加する。

- （1）受注者は、本工事における計測工Bとしてオンライン計測システムを構築するにあたり、計測機器、計測用コントローラ、通信機器等の設置を行い、各機器の配線、接続及び動作確認を実施しなければならない。また、通信回線については現場条件に応じて有線又は無線方式を選定し、受信PC（長野工事事務所及び受注者現場事務所）においてリアルタイムに計測データの取得及び監視が可能となるよう設定を行うものとする。
- （2）計測開始前には各計測機器の初期値取得及び校正を行うとともに、測定値の異常検知機能として管理基準値に応じた警報設定を行い、関係者の携帯端末等へメール等により自動配信されることを確認しなければならない。
なお、施工期間中はシステムの安定稼働を確保するため、電源及び通信状態の定期確認を行うとともに、異常が発生した場合には速やかに原因を特定し復旧措置を講じなければならない。
- （3）計測工Bのインバートコンクリート応力測定は、オンライン計測システムにより設置された計測ボックスへの接続まで行うものとする。
- （4）計測工Bの内空変位測定は、オンライン計測システムにより設置された計測ボックスへの接続まで行うものとする。

26-8-3 計測管理及びモニタリング

- （1）計測工Bの報告書及び付帯する数値データは、監督員と協議して定める様式によって作成する。
- （2）計測工Bの報告日については、調査及び測定を実施した翌週を原則とする。
- （3）計測工Bのインバートコンクリート応力測定は、インバートコンクリートに生じる応力の大きさ及び分布状況からトンネルの安定性の把握を行うもの。

- (4) 計測工Bの内空変位測定は、既設覆工コンクリートの変位量、変位速度、変位収束状態より既設覆工コンクリート及び周辺地山の安定性の判断、支保工構造の設計施工の妥当性及び補助工法の追加の判断を行うもの。
- (5) 計測工Bのオンライン計測システムは、本工事で設置した計測機器と計測用コントローラを用い自動計測とし、オンラインシステムにより受信PC（長野工事事務所、受注者の現場事務所）によるリアルタイム監視を行うもの。また、監督員の指示に従って測定値及び管理基準値に対する警報を関係者の携帯電話にそれぞれ電子メール等を用いて自動配信するものとする。また、本システムを完成させるために必要な通信回線使用料を含むものとする。
- (6) 内空変位測定の計測データについて、管理基準値は次のとおりとする。

管理基準値 (累積値)	自動計測	
	内空変位	備考
警戒レベル	5 mm	(1 測点での測定値)
緊急レベル	10 mm	〃
非常レベル	15 mm	〃

- (7) 非常時の通報及び協力について、工事期間中に上記(6)に示す管理基準値表の警戒レベル値を超過した場合については、速やかに監督員に報告を実施した上で現場において変状等を目視で確認するとともに、その結果についても遅滞なく監督員へ報告するものとする。また、緊急レベル及び非常レベルの値を超過したことにより、通行止め等の実施を行う事態となった場合については、監督員の指示に従うものとする。

上記、計測データ管理基準値及びオンライン計測システムに対する緊急連絡体制、初動内容等については、監督員と予め計画を協議して定めておくものとする。また、工事着手前には上記に示す各管理基準値及び変位に対する対策内容を定め、施工計画に反映させること。地山の変状対策には支保工等を用いた補強を計画し、地山の急激な変状に対応する体制を構築すること。対策内容については、別途監督員と協議し定めるものとする。

計測方法・仕様・測定期間等は次のとおりとする。

単価表の項目	測定方法・仕様	測定期間
インバートコンクリート応力測定	測定方法：自動 コンクリート有効応力計 測定範囲 30N/mm ² 以上	インバートコンクリート 打設完了後から 工事完了まで
内空変位測定	測定方法：自動、遠隔 トータルステーション機械仕様 ・自動視準精度 1" 以上（反射プリズム使用時） ・測定精度 (1+1ppm*D) mm D：測距	覆工受台部の構造物掘削 着手前1ヶ月から インバートコンクリート 打設完了後 1ヶ月までの期間

なお、測定開始日および測定終了日については、別途監督員と協議し定めるものとする。

26-8-4 支払

共通仕様書 12-12-4 「支払」によらず、下記のとおりとする。

インバートコンクリート応力測定（設置）の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う計器の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

インバートコンクリート応力測定（供用）の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うインバートコンクリート応力の測定、データの整理等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

内空変位測定（設置・撤去）の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うターゲットの設置・撤去に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

内空変位測定（供用）の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う内空変位の測定、データの整理、解析、計測期間中の維持管理・損料等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

オンライン計測システム（設置・撤去）の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うトータルステーション設備の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

オンライン計測システム（供用）の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うトータルステーション設備の計測期間中の維持管理・損料等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
1 2—（8）計測工B	
インバートコンクリート応力測定（設置）	箇所
インバートコンクリート応力測定（供用）	箇所・月
内空変位測定（設置・撤去）	箇所
内空変位測定（供用）	箇所・月
オンライン計測システム（設置・撤去）	式
オンライン計測システム（供用）	月

2 6－9 路盤排水工

2 6－9－1 定義

共通仕様書 1 2－1 5－1 「定義」に下記を追加する。

路盤排水工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、インバート設置時に既設排水管の撤去及び、裏面排水工の排水処理及び路盤内の湧水処理を目的にトンネル路盤内に排水管を復旧するための掘削、布設及び購入材による埋戻しを行うもの。

26-9-2 種別

共通仕様書 12-15-3 路盤排水工の「種別」によらず、下表のとおりとする。

単価表の項目	路盤排水工の施工箇所	区分及び作業内容	管径 (mm)
中央排水工A（撤去）	インバート 無し	1) 既設中央排水管の撤去	300 有孔管
中央排水工B 1	新設 インバート有り	1) トンネルインバート補強工に伴い、設計図書に示す位置に縦断方向に設置する管で既設管に接続するジョイントを含むもの 2) 設置箇所における基礎地盤の土砂の掘削 3) 高密度ポリエチレン管の設置 4) フィルター材の購入、敷均し、転圧、締固め	300 無孔管
横断排水工A（撤去）	インバート 無し	1) 既設横断排水管の撤去	150 有孔管
横断排水工B 1	新設 インバート有り	1) トンネルインバート補強工に伴い、設計図書に示す位置に横断方向に設置する管 2) 設置箇所における基礎地盤の土砂の掘削 3) 高密度ポリエチレン管及びソケットの設置 4) フィルター材の購入、敷均し、転圧、締固め	150 無孔管
横断排水工C（撤去）	インバート 無し	1) 既設横断排水工の撤去	100 無孔管
横断排水工C 1	覆工受台部	1) 既設横断排水工の復旧と横断排水工B 1を接続する管 2) 覆工受台型わく部における硬質塩化ビニール管の設置 3) 既設裏面排水工と横断排水工B1との接続	100 無孔管

26-9-3 支 払

共通仕様書12-15-5「支払」によらず次のとおりとする。

路盤排水工の支払いは、前項の規定により検測された数量に対し、1 m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、路盤排水工の施工または撤去に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
12- (12) 路盤排水工	
中央排水工A (撤去) (昼夜)	m
中央排水工B 1 (昼夜)	m
横断排水工A (撤去) (昼夜)	m
横断排水工B 1 (昼夜)	m
横断排水工C (撤去) (昼夜)	m
横断排水工C 1 (昼夜)	m

26-10 監視員通路工

26-10-1 種 別

監視員通路工の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 及 び 作 業 内 容	備 考
監視員通路工 A	1) 敷モルタルの施工 2) 監視員通路縦壁付円形水路の設置 (標準部、ステップ付) 3) 底版コンクリートの打設	・ 監視員通路縦壁付き円形水路は工場製コンクリート製品(プレキャスト製品)とする。 ・ 各コンクリートに関しては設計図書に示すとおりである。
監視員通路工 B	1) 敷モルタルの施工 2) 監視員通路縦壁付円形水路の設置 (集水ます部) 3) 底版コンクリートの打設	・ 監視員通路縦壁付き円形水路は工場製コンクリート製品(プレキャスト製品)とする。 ・ 各コンクリートに関しては設計図書に示すとおりである。 ・ 鋼製ふた (グレーチング)を含む

26-10-2 材料及び施工

共通仕様書12-16-2「材料及び施工」に次を追加する。

- (3) 監視員通路工A及びBに使用するプレキャスト製品は、設計図書に示す材料規格・形状寸法により作成されたものとする。
- (4) コンクリート、型わくの材料については、共通仕様書8の規定を適用するものとする。
- (5) 監視員通路工A及びBに使用するプレキャスト製品の設置は、モルタルを使用して平坦性を確保し、据付け後に沈下する事のないようにしなければならない。
- (6) 監視員通路工A及びBのプレキャスト製品の接合、取付部は、漏水のないように入念に施工しなければならない。

26-10-3

共通仕様書 12-16-4 「支払」に次の項目を追加する。

監視員通路工の支払は前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、底版コンクリートの打設及び敷モルタルの施工、型わくの据付け・取外し、工場製コンクリート製品の製作・設置・据付け、鋼製ふた及び付属品の製作・溶融亜鉛めっき・設置、接合部の施工等、監視員通路工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

12-（13）監視員通路工

監視員通路工A（昼夜）	m
監視員通路工B（昼夜）	m

26-11 内装工

26-11-1 種 別

共通仕様書 12-17-2 「種別」によらず、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	備 考
シート内装工A	設計要領第三集トンネル保全編 (4) トンネル内装工及びトンネル 施工管理要領 8. 内装工 に定め るシートを監視員通路縦壁部に 貼るもの。	シートは監視員通路縦壁付き円 形水路を現場へ搬入する前に貼 っておくこと。 ※作業において は、本特記仕様書 5-1 に示す 敷地において実施するものとす る。
タイル直張り（撤去）	既設内装板（監視員通路縦壁 部）タイル直張りを撤去及び運 搬・処分するもの	タイルの撤去（分別解体）は、本 特記仕様書 5-1 に示す敷地に おいて実施するものとする。

26-11-2 材 料

シート内装工に使用する材料は、設計要領第三集トンネル保全編（4）トンネル内装工及びトンネル施工管理要領に規定されている規格を満たすものとし、使用する前に品質証明書を監督員へ提出すること。

26-11-3 施 工

シート内装工の施工は、トンネル施工管理要領及び監督員の指示に従って行うこと。

シート内装工の施工は、シート4辺を端部シールにてシーリングを行い、シート間は1枚の端部シールにて施工を行うものとする。

タイル直張り（撤去）の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って行うものとする。なお、処分に当たっては、本特記仕様書 18 の規定に基づき、適切に行うものとする。

26-11-4 支 払

共通仕様書 12-17-6 「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目

検測の単位

12- (14) 内装工

シート内装工A (昼夜) m²

タイル直張り (撤去) (昼夜) m²

26-12 アスファルト舗装改良工

26-12-1 適用すべき諸基準

共通仕様書 13-2に次を追加する。

低速プロファイラの運用に関する補足資料 (別添-2)

26-12-2 種 別

共通仕様書 13-8-4 アスファルト改良工の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容
切削オーバーレイ工 アスファルトコンクリート表層工 (t = 4 cm)	インバート設置完了後、既設アスファルト舗装工箇所について路面切削機により切削した後、計画高さまで表層用高機能Ⅱ型アスファルト混合物を舗設するもの。
打換工 アスファルトコンクリート表層工 (t = 4 cm)	インバート設置完了後、計画高さまで表層用高機能Ⅱ型アスファルト混合物を舗設するもの。
打換工 アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t = 6 cm)	インバート設置完了後、計画高さまで基層用遮水性アスファルト混合物を舗設するもの。
打換工 加熱アスファルト安定処理路盤工A (t = 15 cm)	インバート設置完了後、アスファルト安定処理混合物 (上層路盤) を舗設するもの。
打換工 加熱アスファルト安定処理路盤工B (t = 15 cm)	インバート設置完了後、アスファルト安定処理混合物 (下層路盤) を舗設するもの。

2 6 - 1 2 - 3 材料及び基準

(1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数

共通仕様書 1 3 - 8 - 5 「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については、次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。ただし、表層用高機能Ⅱ型アスファルト混合物においては、標準アスファルト量に対し±0.4%以上の変動が生じた場合、単価の変更を行うものとする。

項 目	アスファルト 混合物の種類	アスファルト の種類	標準 アスファルト 量	骨材の 配合設計粒度	供試体の 突固め回数
アスファルトコンクリート表層工 (t = 4 cm)	高機能Ⅱ型 アスファルト 混合物 (表層)	改質 アスファルト (一般用)	5.3%	最大粒径13mm	両面 各50回
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t = 6 cm)	基層用遮水性 アスファルト 混合物 (基層)	改質 アスファルト (一般用)	5.4%	最大粒径20mm	両面 各75回
加熱アスファルト 安定処理路盤工 (t = 1 5 cm)	アスファルト 安定処理 路盤 (上層路盤及 び下層路盤)	ストレート アスファルト 60-80	4.2%	アスファルト安定処理 路盤用 (最大粒径30mm)	両面 各50回

(2) 基層用遮水性アスファルト混合物

① 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は表 1 - 1 に示すとおりとする。なお、使用する骨材の密度が0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表 1 - 1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	遮水性基層
	ふるい通過質量百分率 (%)
26.5	100
19.0	95～100
13.2	75～90
9.5	65～83
4.75	50～67
2.36	37～53
0.6	24～30
0.3	16～24
0.15	9～14
0.075	7～10

② 配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

表 1－2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料及び配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注 1)	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回（3枚/回）	
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回（2枚/回）	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回（3個/回）	1.0×10^{-7} 以下

注1) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の $100 \pm 1\%$ 以内とする。

表 1－3 基層用遮水性アスファルト混合物のマーシャル試験基準値

項 目	基準値
マーシャル安定度（kN）	6以上
フロー値（1/100cm）	15～40
空隙率（%）	2～3
飽和度（%）	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間（%）	75以上

表 1－4 基層用遮水性アスファルト混合物の混合物性状

項 目	基準値
動的安定度（回/mm）	1,000以上
平均はく離率（%）	5以下
水密性（透水係数）（cm/秒）	1.0×10^{-7} 以下

③試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず表 1－5 とおりとする。

表 1－5 基層遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各2個/1回
	混合条件	アスファルト量	—	3点/1配合
		混合量、混合時間及び温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回/ 1 配合 As量3点で標準、 水浸各3個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置または試験便覧G028による	出荷毎全バッチまたは 1回/1配合（2個/1回）
		ホイールトラッキング試験 注1)	試験便覧 B003	1 回/ 1 配合（3枚/1回）
		透水係数 注2)	試験便覧 B017T 注3)	1 回/ 1 配合（3個/回）
		水浸ホイールトラッキング試験 注2)	試験法 244	2枚/1配合

注1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にて作製し、指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係 1－1 (3) (b) (ii)に従って行う。

2 6－1 2－4 試験練り

試験練りにおいては、アスファルト量を変化させた 3 点（最適アスファルト量及び±0.3%）すべてにおいて、舗装施工管理要領に基づく混合物の性状確認試験を実施したうえで試験舗装実施配合を決めるものとする。

2 6 - 1 2 - 5 試験舗装

- (1) 共通仕様書 1 3 - 8 - 7 「試験舗装」に規定する試験舗装の混合物の種類及び実施予定場所は、下表に示すとおりとする。なお、混合物の種類・厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合は、アスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

混合物の種類	予定面積	実施予定場所
表層用高機能Ⅱ型アスファルト混合物	約 1 5 0 m ²	長野県上田市 (上田菅平 I C 内プラ)
基層用遮水性アスファルト混合物		

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（面積、場所、混合物の種類など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- (2) 試験舗装について、基層用遮水性アスファルト混合物の試験のひん度・方法・決定すべき事項・結果報告等は、舗装施工管理要領「Ⅲ 1 - 3 (1) ～ (4)」を適用する。

2 6 - 1 2 - 6 瀝青材

瀝青材の散布量は、施工管理要領Ⅲ - 1 - 3 に示す「瀝青材料の散布試験」に基づき決定するものとする。

2 6 - 1 2 - 7 アスファルト混合物の日常管理試験値が不合格の場合の処置

受注者は、試験舗装を行わないアスファルト混合物の日常管理試験において、舗装施工管理要領Ⅲ - 1 - 4 (1) 「表Ⅲ - 1 - 7 本施工における日常管理試験項目とひん度」に示す規格値に適合しない場合は、すみやかに原因調査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

(注 基層用遮水性アスファルト混合物は橋梁レベリング層工の項目を踏襲する)

なお、規格値を満足しないアスファルト混合物の再施工に関する費用は、すべて受注者の負担とする。また、原因が究明されるまでの間、当該アスファルト混合物の使用は一時中止するものとする。

2 6 - 1 2 - 8 施 工

- (1) 舗設に際し、地震など大きな力が舗装に働いた際に継目から一律に舗装が割れないようにすること、基層以深へ雨水等の侵入を極力防ぐことを目的とした段切り施工を行う。段切りを行う層はアスファルト安定処理以深を原則とする。（表層・基層については段切りを行わない）アスファルト安定処理以深の段切り幅については、7 5 mm とする。また、隣接アスファルト舗装版との打継ぎ目（目地）は、施工前に確実に清掃（ブロー等を使用）を行うものとする。
- (2) 用・排水溝等の近傍で施工する際は、アスファルト混合物等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。
- (3) トンネルインバート補強工等において、施工途中段階で一般の用に供する場合に必要な擦り付け用仮舗装の設置、撤去、処分に要する費用は関連する項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

(4) インバート設置区間(変状区間2)に隣接する既設舗装部の切削オーバーレイ工について、打換工の施工に合わせて実施し、不要な横断目地を設けないようにすること。

26-12-9 プラント

共通仕様書13-8-6「プラント」に次を追加する。

舗装施工管理要領 付録2 プラント管理試験方法 2. プラント計画に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は、契約書第9条第2項に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、現場代理人又は主任(監理)技術者が立ち会うものとする。

26-12-10 支払

共通仕様書13-8-16「支払」(3)を次のとおり変更する。

打換工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び、監督員の指示に従って行う施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計に要する費用等打換工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
13-(10) 切削オーバーレイ工	
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm) (昼夜)	m ²
13-(12) 打換工	
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm) (昼夜)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm) (昼夜)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工A (t=15cm) (昼夜)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工B (t=15cm) (昼夜)	m ²

26-13 路面標示工

26-13-1 種 別

共通仕様書 16-4-2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	路面標示 の塗色	区 分 内 容
路面標示 J I S 規格型 D 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に設計図書に従い、標示幅 20cm で導流標示を施工するものをいう。 破線の比率 $L 1 : L 2 = 1 : 1$
仮路面標示 A	白色	トラフィックペイント（常温型：JIS K 5665 1 種）を使用して、本線に設計図書に従って、標示幅 15 c m（破線）で仮路面標示を施工するものをいう。 破線の比率 $L 1 : L 2 = 1 : 1$
仮路面標示 B	白色	トラフィックペイント（常温型：JIS K 5665 1 種）を使用して、本線に設計図書に従って、標示幅 20 c m（実線）で仮路面標示を施工するものをいう。

単価表の項目	規格・仕様	線種	区分
路面標示消去 A	削取り式	幅 20cm 換算	コンクリート舗装にペイントした路面標示を削り取るもの。
路面標示消去 B	加熱ペイント式	幅 20cm 換算	アスファルト舗装にペイントした路面標示を加熱ペイントにより消去するもの。（黒色系）

26-13-2 材料及び使用量

共通仕様書 16-4-3 「材料」に次の内容を追加する。

路面標示工 路面標示消去 B に使用する材料及び使用量は、共通仕様書 16-4-3 によらず、下表のとおりとする。

項目	材料	規格	使用量 (1 m ² 当り)
路面標示消去 B	路面標示抹消用塗料 (黒色系)	JIS K 5665 を準用	0.40 L

(注) 表中の材料の路面標示抹消用塗料は、使用に先立ち監督員の承諾を得るものとする。

26-13-3 施 工

路面標示工（路面標示 J I S 規格型 D 1、仮路面標示 A・B、路面標示消去 A・B の試験施工について、共通仕様書 16-4-4 によらず実施しない。

26-13-4 支 払

共通仕様書16-4-6「支払」によらず次のとおりとする。

路面標示工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うペイントの調合、塗装、路面標示消去における削り取り、消去後に発生した削りかす及び廃材等の処理等路面標示工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

16-(7) 路面標示工

路面標示標準型A1（昼夜）	m
突起型路面標示B2-2（昼夜）	m
路面標示JIS規格型D1（昼夜）	m
仮路面標示A（昼夜）	m
仮路面標示B（昼夜）	m
路面標示消去A（昼夜）	m
路面標示消去B（昼夜）	m

26-14 トンネル部管路工

26-14-1 種 別

共通仕様書16-7-2（3）トンネル部管路工「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容
T1-VEφ54（1）（撤去）	既設監査廊内のトンネル部管路T1-VEφ54（1）を撤去し、運搬・処分するもの
T1-VEφ42（1）（撤去）	既設監査廊内のトンネル部管路T1-VEφ42（1）を撤去し、運搬・処分するもの
T1-CPφ54（6）（撤去）	既設監視員通路における既設トンネル部管路T1-CPφ54（6）を撤去し、運搬・処分するもの
T1-CPφ75（2）（撤去）	既設監視員通路における既設トンネル部管路T1-CPφ75（2）を撤去し、運搬・処分するもの
T1-VEφ54（1）	監査廊内のトンネル部管路T1-VEφ54（1）を埋設するもの
T1-VEφ42（1）	監査廊内のトンネル部管路T1-VEφ42（1）を埋設するもの
T1-CPφ54（6）	監視員通路内にトンネル部管路T1-CPφ54（6）を埋設するもの
T1-CPφ75（2）	監視員通路内にトンネル部管路T1-CPφ75（2）を埋設するもの

26-14-2 施 工

トンネル部管路撤去工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。なお、本施工に先立ち、本特記仕様書27に示すそれぞれのトンネル施設工等が完了した時点で本施工に着手できるものとする。

- (1) 既設トンネル部管路撤去作業については、給水本管に損傷及び振動を与えないように慎重に行うものとする。また、既設覆工コンクリートに損傷を与えないように行わなければならない。
- (2) 既設トンネル部管路の撤去及び処分に当たっては、共通仕様書1-28の規定に基づき、適切に行うものとする。

26-14-3 発生材

発生材については、本特記仕様書18に従って処分するものとする。

26-14-4 支 払

共通仕様書16-7-7「支払」に次の項目を追加する。

トンネル部管路工（撤去）とは、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う管路撤去の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>		<u>検測の単位</u>
16-(12)	トンネル部管路工	
T1-VEφ54(1)	(撤去) (昼夜)	m
T1-VEφ42(1)	(撤去) (昼夜)	m
T1-CPφ54(6)	(撤去) (昼夜)	m
T1-CPφ75(2)	(撤去) (昼夜)	m
T1-VEφ54(1)	(昼夜)	m
T1-VEφ42(1)	(昼夜)	m
T1-CPφ54(6)	(昼夜)	m
T1-CPφ75(2)	(昼夜)	m

26-15 ハンドホール工

26-15-1 種 別

共通仕様書16-7-2(6)「ハンドホール工」「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	
	下部構造	蓋
HH-A(撤去)	走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物(蓋わく等)及び既設ハンドホール蓋(鉄蓋2枚)を撤去するもの。	金属製
HH-A	トンネル部用ハンドホール(走行車線側) 蓋わく(サイズ:1350mm×750mm)	GFRP製
HH-D	トンネル部用ハンドホール(走行車線側) 蓋わく(サイズ:3357mm×750mm)	GFRP製

26-15-2 発生材

撤去した資材(材料)は、本特記仕様書15-1によるものとする。

26-15-3 支 払

共通仕様書16-7-7「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目

検測の単位

16-(14) ハンドホール工

HH-A(撤去)(昼夜)	箇所
HH-A(昼夜)	箇所
HH-D(昼夜)	箇所

26-16 視線誘導標撤去設置工

26-16-1 種 別

共通仕様書16-9-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容	備 考
C3	トンネル内の監視員通路・監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去・現場仮置きし、監視員通路及び監査廊の復旧後所定の位置に再設置するもの。	再設置に必要な雑品は購入とする。

26-16-2 施 工

共通仕様書16-9-4「施工」に次の内容を追加する。

視線誘導標工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設視線誘導標を撤去・仮置きすることをいう。なお、再利用可能なよう丁寧に取扱うこと。また、設置作業については、共通仕様書16-5-7に従って再設置するものとする。

26-16-3 支 払

共通仕様書16-9-6「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目

検測の単位

16-(20) 視線誘導標撤去設置工

C3(昼夜)

基

26-17 縁石工

26-17-1 種 別

共通仕様書18-6-3「工場製コンクリート縁石工」の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
工場製コンクリート縁石	工場製コンクリート縁石とは、追越車線側円型水路の上に据付けるもの。寸法は設計図書に示す通り。
工場製コンクリート縁石 (集水ます部)	工場製コンクリート縁石(集水ます部)とは、追越車線側集水ますの上に据付けるもの。寸法は設計図書に示す通り。

26-17-2 数量の検測

共通仕様書18-6-4「数量の検測」に次の内容を追加する。

工場製コンクリート縁石(集水ます部)の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。

26-17-3 支 払

共通仕様書18-6-5「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目

検測の単位

18-(4) 縁石工

工場製コンクリート縁石(昼夜)

m

工場製コンクリート縁石(集水ます部)(昼夜)

箇所

26-18 構造物取壊し工

26-18-1 種 別

共通仕様書18-12-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分及び作業内容	摘 要
コンクリート 構造物取壊し (Type A)	1) 既設鉄筋コンクリート構造物①～③の取壊し (現場内で特記仕様18-1(2)に示す再資源 化施設の受入条件に従う)をおこなう 2) 夜間に取壊した発生材①～③を昼間積み込みし、 本特記仕様書18-1(2)に示す施設までの運 搬、廃材処理	①集水ます(蓋は残存物 件) ②既設円型水路 ③監視員通路 (底版コンクリート)
コンクリート 構造物取壊し (Type B)	1) 既設無筋コンクリート構造物の取壊し (現場内で特記仕様18-1(2)に示す再資源 化施設の受入条件に従う)をおこなう 2) 夜間に取壊した発生材①～③を昼間積み込みし、 本特記仕様書18-1(2)に示す施設までの運 搬、廃材処理	①覆工コンクリート (切欠部) ②監視員通路及び監査 廊(天端及び調整コンク リート、既設縁石) ③ハンドホール(棲壁コ ンクリート)
アスファルト 舗装版取壊し (Type A)	1) 取壊し範囲に縁切り舗装切断 2) 仮舗装工及び既設アスファルト舗装部のアスフ ァルト舗装版の取壊し 3) 取壊し発生材の掘削、積み込み、本特記仕様書1 8-1(2)に示す施設までの運搬、廃材処理	①仮舗装工舗装工(アス ファルト基層工等) ②既設舗装版

26-18-2 施 工

廃材処理にあたっては、共通仕様書1-28の規定に基づき、適切に行うものとする。

なお、本特記仕様書18-1(2)に規定する施設の定休日あるいは受入時間外の作業が生じた場合は現場内に仮置きするものとする。

26-18-3 支 払

共通仕様書 18-12-5 「支払」に次の項目を追加する。

アスファルト舗装版取壊し(T y p e A)の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮舗装及び既設アスファルト舗装の切断、アスファルト舗装版の取壊し、掘削、積込、運搬、廃材処理に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

18-(17) 構造物取壊し工

コンクリート構造物取壊し (T y p e A) (昼夜)	m ³
コンクリート構造物取壊し (T y p e B) (昼夜)	m ³
アスファルト舗装版取壊し (T y p e A) (昼夜)	m ²

26-19 交通規制工

26-19-1 種 別

共通仕様書 19-3-2 に規定する「種別」に、下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制をいい設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	・ K P 105. 22～ K P 105. 30 付近
路肩規制 B	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制をいい設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	・ K P 106. 33～ K P 106. 44 付近 の規制
車線規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	・ 片山トンネル 内（走行・追 越） ・ 98. 2 K P 付近 の規制
連続車線規制 1 2 D (昼夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6 時～20 時）と夜間の時間帯（20 時～翌 6 時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・ 規制設置日 6:00～24:00 ・ 規制保守日 10日間 0:00～24:00 ・ 規制撤去日 0:00～7:00	規制設置日及び規制保守日並びに規制撤去日を合計した日数が連続車線規制日数とする。

連続車線規制 2 1 D (昼夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6 時～20 時）と夜間の時間帯（20 時～翌 6 時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 6:00～24:00 ・規制保守日 19日間 0:00～24:00 ・規制撤去日 0:00～7:00	
連続車線規制 2 5 D (昼夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6 時～20 時）と夜間の時間帯（20 時～翌 6 時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 6:00～24:00 ・規制保守日 23日間 0:00～24:00 ・規制撤去日 0:00～7:00	
連続車線規制 2 6 D (昼夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6 時～20 時）と夜間の時間帯（20 時～翌 6 時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 6:00～24:00 ・規制保守日 24日間 0:00～24:00 ・規制撤去日 0:00～7:00	
連続車線規制 6 0 D (昼夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6 時～20 時）と夜間の時間帯（20 時～翌 6 時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 6:00～24:00 ・規制保守日 58日間 0:00～24:00 ・規制撤去日 0:00～7:00	

- ①各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ②上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。
- ④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

26-19-2 施工

(1) 本特記仕様書 8-3、及び道路交通法第 80 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

26-19-3 支払

共通仕様書 19-3-5 に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-(1) 交通規制工	
路肩規制 A	回
路肩規制 B	回
車線規制 A	回
連続車線規制 12D (昼夜)	回
連続車線規制 21D (昼夜)	回
連続車線規制 25D (昼夜)	回
連続車線規制 26D (昼夜)	回
連続車線規制 60D (昼夜)	回

26-20 交通保安要員

26-20-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書 19-4-2 「種別」 に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間 (※1))	休憩時間における交替 要員の計上 (※1)	備考
交通誘導警備員 B	8:30～17:30 (8:00～18:00)	無	
交通誘導警備員 B (夜)	19:30～4:30 (19:00～5:00)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通安全要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配 置 場 所		交通安全要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
長野県千曲市屋代スマート I C	・資材運搬車両及び一般車両の誘導	・交通誘導警備員 B ・交通誘導警備員 B (夜)	1 人	—	※ 1

(※ 1) 資機材及び残存物件等を運搬・搬出する場合のみ配置するもの。(休憩時間中の搬入出は不可とする)

なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 6 - 2 0 - 2 交通安全要員の配置

受注者は、共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通安全要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

2 6 - 2 0 - 3 支 払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

1 9 - (2) 交通安全要員

交通誘導警備員 B (夜)

人・日

2 6 - 2 1 仮舗装工

2 6 - 2 1 - 1 定 義

仮舗装工とは、既設コンクリート舗装版を撤去した後、アスファルト舗装改良工を実施するまでの間に、交通規制の一時解除等を目的に仮設の舗装工を実施することをいう。

26-21-2 材 料

単価表の項目	材料及び規格	備 考
粒度調整路盤工 (t = 15 cm)	粒度調整碎石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR : 80%以上	
加熱アスファルト基層工 (t = 10 cm)	基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)	

(1) 混合物の種類

混合物の種類は、次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。

項 目	アスファルト 混合物の種類	アスファルト の種類	標準 アスファルト量	骨材の 配合設計粒度	供試体の 突固回数
加熱アスファルト 基層工 (t = 10 cm)	アスファルト 混合物の基層	改質 アスファルト	4.9%	基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20 mm)	両面 各 75 回

26-21-3 施 工

(1) 共通仕様書 18-5-3 及び監督員の指示に従って行うものとする。

(2) 用・排水溝等の近傍で施工する際は、アスファルト混合物が用・排水溝等内に落下しないように、十分注意を払い、養生等を行い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物が散乱した場合には、受注者の責任で清掃を行わなければならない。

26-21-4 数量の検 測

仮舗装工の数量の検測は設計数量 (m²) で行うものとする。

26-21-5 支 払

仮舗装工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m² 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう材料の敷均し、整形、締固め、瀝青材の散布等仮舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一 (1) 仮舗装工

粒度調整路盤工 (t = 15 cm) (昼夜) m²

加熱アスファルト基層工 (t = 10 cm) (昼夜) m²

26-22 土留工

26-22-1 定 義

土留工とは、インバート補強工における構造物掘削 (特殊部) について、半断面施工になることに伴い、供用車線下の掘削面の崩壊を防止するため設置するもの。

26-22-2 種 別

土留工の「種別」は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
親杭工	土留工（親杭工） 1）ダウンザホールハンマー工法によるもので、クローラー式杭打機（リーダレス型）による削孔、親杭の建込、モルタル及び砂の充填 2）土留工箇所における削孔土の積込・本特記仕様書6-1に示す施設までの運搬・敷均し 3）構造物掘削 特殊部（A）（昼夜）に伴い、充填した砂を撤去し本特記仕様書6-1に示す施設までの運搬及び敷均し 4）本施工で使用する親杭（H形鋼）については、すべて残置するものとする。
横矢板工（設置）	土留工（横矢板：鉄矢木） 横矢板（鉄矢木）の設置
横矢板工（撤去）	土留工（横矢板：鉄矢木） インバート接合部における横矢板（鉄矢木）の一部切断、撤去 なお、上記以外の材料は地中にすべて残置するものとする。 （現場発生材は発生箇所において引き渡すものとする）

26-22-3 材 料

- （1）親杭工に使用する親杭は、仮設防護柵支柱部の脱着が可能な頭部構造のもので、H形鋼（SS400）を主材とする加工品で、主材料（H形鋼）は中古材料で全損とする。土留板は、鉄矢木 15 型を使用し新品材料で全損とする。
- （2）親杭工に使用する中詰材は、モルタル（1：3）と砂とし、締固めが容易な材料（購入材）とする。

26-22-4 数量の検測

- （1）親杭工の数量の検測は設計数量の（本）で行うものとする。
- （2）横矢板工（設置）の数量の検測は設計数量の（m²）で行うものとする。
- （3）横矢板工（撤去）の数量の検測は設計数量の（m²）で行うものとする。

26-22-5 支 払

- (1) 親杭工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう機械削孔、親杭の建込、掘削土の運搬・敷均し、モルタルの注入、砂による埋戻し、締固めの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 横矢板設置及び横矢板撤去の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう横矢板の設置及び撤去の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一(2) 土留工	
親杭工(昼夜)	本
横矢板工(設置)(昼夜)	m ²
横矢板工(撤去)(昼夜)	m ²

26-23 目隠しフェンス工

26-23-1 定 義

目隠しフェンス工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、供用車線を走行する一般車両等に対するわき見防止及び工事区域の分離を目的として、目隠しフェンスを設置及び撤去することをいう。

26-23-2 種 別

目隠しフェンス工の項目の「種別」は、次のとおりとする。

項 目	区 分 内 容	備 考
目隠しフェンス (設置)	メッシュシート及び単管パイプを使用して目隠しフェンスを設置するもの。	
目隠しフェンス (転用)	目隠しフェンスを撤去、本特記仕様書5に記載する場所まで運搬、荷卸し、仮置きし、次回施工区間に運搬、荷卸し、再設置するもの。	
目隠しフェンス (撤去)	目隠しフェンスを撤去するもの。	現場発生材は、発生箇所において引渡すものとする。

26-23-3 材 料

目隠しフェンス工の本体材料は、設計図書に示す材料基準・形状寸法により製作されたものとする。

26-23-4 施 工

目隠しフェンス工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。

- (1) 単管パイプの組立・設置作業については、接続ジョイントで接続し単管クランプで確実に施工を行うものとする。
- (2) 単管パイプとメッシュシートとの緊結・設置作業については、番線または、専用の紐等により緩みなく確実に締めるものとする。
- (3) 上記(1)～(2)の設置及び撤去作業については、供用部近接施工であり供用線側の通行車両に対し常に注意を払うものとする。

26-23-5 数量の検測

目隠しフェンス工の数量の検測は設計数量の(m)で行うものとする。

26-23-6 支 払

目隠しフェンス工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう目隠しフェンス工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一(3) 目隠しフェンス工

目隠しフェンス(設置)(昼夜)	m
目隠しフェンス(転用)(昼夜)	m
目隠しフェンス(撤去)(昼夜)	m

26-24 脱輪防止工

26-24-1 定 義

脱輪防止工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、供用中の一般走行車両等に対する脱輪防止を目的とした平鋼及び鉄矢木を設置及び撤去並びに転用するもの。

26-24-2 種 別

脱輪防止工の項目の「種別」は、次のとおりとする。

項 目	区 分 内 容	備 考
脱輪防止 (設置)	脱輪防止用の平鋼及び鉄矢木(15型)を設置するもの	平鋼及び鉄矢木は、購入材料とする。
脱輪防止 (転用)	脱輪防止用の平鋼及び鉄矢木(15型)を撤去・再設置するもので、同一規制内に仮置き、規制撤去に伴い仮置場までの運搬・積卸しを行うもの。	現場内転用のため、本特記仕様書5-1に記載する箇所まで運搬・荷卸し・仮置きする。
脱輪防止 (撤去)	脱輪防止用の平鋼及び鉄矢木(15型)等を撤去するもの	現場発生材は、発生箇所において引渡すものとする。

26-24-3 材 料

脱輪防止工に使用する材料は、平鋼(SS400)及び鉄矢木15型は購入とし、ボルト・ナットは新品購入とする。なお、購入材料は、設計図書に定める規格とする。

26-24-4 施 工

脱輪防止工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。

- (1) 脱輪防止用の鉄矢木と土留杭との結合は、くさび材により緩みなく確実に締め付けるものとする。
- (2) 脱輪防止用の鉄矢木の設置及び撤去作業は、供用部近接施工となるため通行車両に対し常に注意を払うものとする。
- (3) 脱輪防止工の撤去にあたっては、転用期間中における材料の再利用が可能となるよう、損傷を与えないように慎重に撤去するものとする。

26-24-5 現地発生材

撤去した資材(材料)は、本特記仕様書15-1によるものとする。

26-24-6 数量の検測

脱輪防止工の数量の検測は設計数量の(m)で行うものとする。

26-24-7 支 払

脱輪防止工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう脱輪防止工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一(4) 脱輪防止工	
脱輪防止(設置)(昼夜)	m
脱輪防止(転用)(昼夜)	m
脱輪防止(撤去)(昼夜)	m

26-25 トンネル部保護土工

26-25-1 定 義

トンネル部保護土工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、保護土(砂)の撤去及び積込・運搬・仮置きを行い仮置き場から再度、掘削・積込・運搬し現場内再利用することをいう。

26-26-2 種 別

トンネル部保護土工の項目の「種別」は、次のとおりとする。

項 目	区 分 内 容	摘 要
保護土 (撤去)	既設監視員通路及び監査廊における構造物取壊し時に発生する保護土(砂)の撤去 1) 保護土(砂)の撤去・取除き(強力吸引車) 2) 保護土(砂)の積込・本特記仕様書5-1に示す敷地へ運搬・仮置き	再利用有
保護土	インバート補強工に伴う監視員通路及び監査廊の復旧に伴い前項で積込・運搬・仮置きした保護土(砂)を資材仮置き場から積込・運搬・充填・敷均しするもの。	

26-25-3 施 工

トンネル部保護土工の各施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。なお、本施工に先立ち、受注者による本特記仕様書7.(3)に示す電力、通信施設関係の撤去・移設、本特記仕様書27に示すそれぞれのトンネル施設工等が完了した時点で本施工に着手できるものとする。

- (1) 保護土(砂)が供用車線へ飛散・流出等がないように、常に注意を払うものとする。
- (2) 強力吸引車の使用に際して、ホース及びタンク等に損傷がない事を点検すること。
- (3) 吸引力が非常に強い事から周辺の作業員の人払いを徹底し作業を行なうこと。
- (4) 取り除いた保護土(砂)の利用と過不足について、本復旧に伴い再利用する保護土が過不足すると認められる場合には、監督員の指示に従って対応を協議する。また、それに伴い発生する費用についても同様のものとする。
- (5) 供用路線の光通信ケーブル等及び給水本管の管理者との協議結果により仕様等の変更及び計測等の追加が発生し、監督員が変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (6) 保護土仮置き場での保管について、保護土の飛散及び水(雨水等)の浸透に対して養生を行うものとする。

26-25-4 数量の検測

トンネル部保護土工の数量の検測は設計数量の(m³)で行うものとする。

26-25-5 支 払

トンネル部保護土工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なうトンネル部保護土工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一(5) トンネル部保護土工

保護土(撤去)(昼夜)

m³

保護土(昼夜)

m³

26-26 ハンドレール工

26-26-1 定義

ハンドレール工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設監視員通路上のハンドレールを撤去及び設置することをいう。

26-26-2 種別

ハンドレール工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
ハンドレール (撤去)	既設監視員通路上の手摺鋼管及び支柱 (ベースプレート含む) を撤去する。	現場発生材は、発生箇所 において引渡すものとする。
ハンドレール (設置)	監視員通路復旧後GFRP製手摺 (ベースプレート含む) でアンカーボルトにより設置する。	主材等：購入

26-26-3 施工

- (1) ハンドレール工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って行うものとし、トンネル内既設監視員通路（走行車線側）の手摺鋼管及び支柱（以下ハンドレール部材）を撤去する。
- (2) ハンドレール設置作業におけるあと施工アンカーの施工は「構造物施工管理要領 III保 全編 6-6-2 金属系アンカー」によるものとする。

26-26-4 数量の検測

ハンドレール工の数量の検測は設計数量（m）で行うものとする。

26-26-5 支払

ハンドレール工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なうハンドレール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（6）ハンドレール工	
ハンドレール（撤去）（昼夜）	m
ハンドレール（設置）（昼夜）	m

26-27 コンクリート切断工

26-27-1 定義

コンクリート切断工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、構造物取壊し後の積込み及び運搬可能な状態に細分化することを目的に、既設構造物を切断する作業をいう。

26-27-2 種 別

コンクリート切断工の項目の種別は、次のとおりとする。

項 目	区 分 内 容	摘 要
A	1) ロードカッター工法を用いて既設コンクリート舗装版を切断 2) コンクリート舗装版の積込・運搬・処分	既設コンクリート舗装版 ($t=250\text{ mm}$)
B	1) ハンドカッター工法を用いて斜め下向き方向に既設無筋構造物を切断するもの	既設覆工コンクリート 切欠き部(厚さ 200 mm 以下)
C 1	1) ウォールソーイング工法を用いて水平方向及び鉛直方向に既設有筋構造物を切断 2) 切出したコンクリート片の積込・運搬・処分	既設監視員通路縦壁部 ($t=170\text{ mm}$)
C 2	1) ウォールソーイング工法を用いて斜め下向き方向に既設無筋構造物を切断するもの	既設覆工コンクリート 切欠き部(厚さ 300 mm 以下)

26-27-3 施 工

コンクリート切断工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。

- (1) 設計図書に示す切断位置及び範囲について正確に行うものとし、切断時に周辺コンクリート（構造物取壊し工施工範囲を除く既設箇所）のひび割れ等の変状（構造体に影響を及ぼす恐れがあるもの）が見られた場合は、監督員に速やかに報告し、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 切断作業は、高速道路の供用部近接施工であり供用線側の通行車両に対し常に注意を払うものとする。
- (3) コンクリート切断工A及びC 1の施工において、設計図書に従って切出されたコンクリートブロックを積込・運搬・処分する。廃材処分に当たっては、共通仕様書1-28の規定に基づき、適切に行うものとする。

26-27-4 数量の検測

コンクリート切断工の数量の検測は設計数量の（m）で行うものとする。

26-27-5 支 払

- (1) コンクリート切断工A及びC1の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なうコンクリート切断工の施工、積込、運搬、廃材処理に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) コンクリート切断工B及びC2の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なうコンクリート切断工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（7）コンクリート切断工

A（昼夜）	m
B（昼夜）	m
C1（昼夜）	m
C2（昼夜）	m

26-28 コンクリート穿孔工

26-28-1 定 義

コンクリート穿孔工は、コンクリート舗装版撤去に際し、コンクリート切断工の補助として供用車線へのはみ出しを回避するためにおこなう穿孔をいう。

26-28-2 種 別

共通仕様書18-12-2「種別」に下表を追加する。

項 目	区分及び作業内容	摘 要
コンクリート穿孔 (t=250)	コンクリートカッター工法による横断方向切断において供用車線付近の既設コンクリート舗装版を、カッターに代わりコンクリートコアカッターにより穿孔するもの	既設コンクリート舗装版(t=250)

26-28-3 施 工

コンクリート穿孔工で発生するコンクリートコアの積込・運搬・処分は、コンクリート穿孔工の数量に含むものとする。廃材処理にあたっては、共通仕様書1-28の規定に基づき、適切に行うものとする。

26-28-4 数量の検測

コンクリート穿孔工の数量の検測は設計数量の（孔）で行うものとする。

26-28-5 支 払

コンクリート穿孔工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なうコンクリート穿孔工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（8）コンクリート穿孔工

コンクリート穿孔工（t＝250）（昼夜） 孔

26-29 仮設防護柵工

26-29-1 定 義

仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行なう、車線規制に伴うガードレール・防護柵支柱等材料の設置及び再設置、撤去並びに材料の運搬・荷卸しすることをいう。

26-29-2 適用すべき諸基準

- ・設計要領第五集
- ・日本道路協会防護柵の設置基準

26-29-3 種 別

仮設防護柵工の項目の種別は、次のとおりとする。

項 目	区 分 内 容	設計図に示す記号
Gr-SC-1.5S (設置)	土留工の親杭（H鋼）継手部に防護柵支柱（H鋼）及び通行供用側にビームを設置するもの。なお、防護柵支柱（購入）およびビーム（リース）とし、支柱間隔：1.5mとする。	仮設防護柵 Gr-SC-1.5S (設置)
Gr-SC-1.5S (転用)	土留工の親杭（H鋼）継手部に設置されている防護柵支柱（H鋼）及び通行供用側のビームを撤去、次回施工区間に再設置（転用）する。撤去・再設置する間は運搬し、本特記仕様書5-1に記載する箇所に仮置きするもの。	仮設防護柵 Gr-SC-1.5S (転用)
Gr-SC-1.5S (撤去)	既設の防護柵支柱及びビームを再利用可能なように丁寧に撤去する。現場発生材は、発生箇所において引渡すものとする。	仮設防護柵 Gr-SC-1.5S (撤去)

26-29-4 材 料

仮設防護柵工に使用する材料は、下記のとおりとする。

防護柵支柱（H鋼）：全損・新品材料（SS400相当）を使用し、設計図書に示す形状規格にて製作されたもの。

26-29-5 施 工

仮設防護柵工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、次のとおり行うものとする。

- (1) 設置作業については、共通仕様書 15-3-5 によるものとする。
- (2) 転用作業については、共通仕様書 15-8-4 によるものとする。
- (3) 撤去作業については、既設の防護柵支柱及びビームを再利用可能なように丁寧に撤去する。

26-29-6 現地発生材

撤去した資材(材料)は、本特記仕様書 15-1 によるものとする。

26-29-7 数量の検測

仮設防護柵工の数量の検測は設計数量の (m) で行うものとする。

26-29-8 支 払

仮設防護柵工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう仮設防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (9) 仮設防護柵工	
G r - S C - 1 . 5 S (設置) (昼夜)	m
G r - S C - 1 . 5 S (転用) (昼夜)	m
G r - S C - 1 . 5 S (撤去) (昼夜)	m

26-30 渋滞対策工

26-30-1 定 義

渋滞対策工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、インバート補強工事等における車線規制に伴う、交通情報を一般通行車両等に広報するための情報板を、設置及び撤去することをいう。

26-30-2 種 別

1) 渋滞対策工に規定する項目は以下のとおりとする。

項 目	区分内容	摘要
A（設置・撤去）	車線規制及び渋滞に関する広報を目的とした、ソーラー式カラーLED情報板を設置・撤去することをいう。（基本料を含む）	
A（供用）	ソーラー式LED情報板に要する賃料を計上する項目をいう。	供用期間 令和9年10月～令和10年12月（15ヵ月）

2) 機器の仕様については、下記のとおりとする。

項 目	区分内容
ソーラー式 カラーLED情報板	表示サイズ
	表示色
	駆動方式
	性能
	用途
	その他

26-30-3 施 工

- （1） 渋滞対策工A（設置・撤去）において、現地調査を実施し、詳細な設置場所について監督員と協議するものとする。現地調査に関する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- （2） 渋滞対策工A（設置・撤去）の施工は、着手前に「道路保全要領（路上作業編）」及び「規制マニュアル」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な実施内容、安全対策、緊急時対応等について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

26-30-4 数量の検測

渋滞対策工の数量の検測は設計数量の（箇所）または（台・月）で行うものとする。

26-30-5 支払

渋滞対策工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、（箇所）または（台・月）当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行なう渋滞対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（10）渋滞対策工

A（設置・撤去）（昼夜）

箇所

A（供用）（昼夜）

台・月

26-31 交通規制安全設備工

26-31-1 定義

交通規制安全設備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、車線規制区間内での一般通行車両及び工事関係者の安全性向上を目的に交通規制工に加えて保安設備等を設置及び撤去することをいう。

26-31-2 種別

交通規制安全設備工の項目の種別は、次のとおりとする。

項 目	区 分 内 容
仮設ガードレールA （設置・撤去）	以下に示す保安用品類について、インバート掘削開始日及びインバート埋戻し完了時に設計図書に従って設置及び撤去を行うもの。 ・H鋼置き仮設ガードレール及び仮設H鋼材 （ガードレールGr-B-2B(B種)）
仮設ガードレールA （供用）	インバート掘削開始からインバート埋戻し完了までの期間における以下に示す保安用品類の供用日賃料を計上するもの。 ・H鋼置き仮設ガードレール及び仮設H鋼材 ・供用日数47日
仮設ガードレールB （設置・撤去）	以下に示す保安用品類について、インバート掘削開始日及びインバート埋戻し完了時に設計図書に従って設置及び撤去を行うもの。 ・ポリエチレン製衝撃吸収防護柵 （W:450×H:800×L:1500：水充填とする）
仮設ガードレールB （供用）	インバート掘削開始からインバート埋戻し完了までの期間における以下に示す保安用品類の供用日賃料を計上するもの。 ・ポリエチレン製衝撃吸収防護柵 ・供用日数47日
路面点滅誘導灯 （設置・撤去）	以下に示す保安用品類について、昼夜連続車線規制開始時及び終了時における規制区間内の所定に設置及び撤去を行うもの。 ・路面点滅誘導灯
路面点滅誘導灯 （供用）	昼夜連続車線規制期間における以下に示す保安用品類の供用日賃料を計上するもの。 ・路面点滅誘導灯 ・供用日数191日

26-31-3 材 料

- (1) 仮設ガードレール（設置・撤去）・（供用）に使用する材料は、設計図書に示す材料規格・計上寸法のものとする。
- (2) 路面点滅誘導灯（設置・撤去）（供用）に使用する材料は、「設定速度に合わせて点滅する」機能を有するものであって、「夜間において視認性の高いもの」であること。

26-31-4 施 工

交通規制安全設備工の施工は、工事着手前に「道路保全要領（路上作業編）」及び「規制マニュアル」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な実施内容、安全対策、緊急時対応等について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

なお、ポリエチレン製衝撃吸収防護柵（W:450×H:800×L:1500）の設置作業に当たっては、内部に約100L/基の水を充填する。水の充填・処分に関する費用は、交通規制安全設備工の項目に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

26-31-5 数量の検測

交通規制安全設備工の数量の検測は設計数量の（回）または（基・日）で行うものとする。

26-31-6 支 払

交通規制安全設備工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、（回）または（基・日）当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制安全設備工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（11）交通規制安全設備工

仮設ガードレールA（設置・撤去）（昼夜）	回
仮設ガードレールA（供用）（昼夜）	基・日
仮設ガードレールB（設置・撤去）（昼夜）	回
仮設ガードレールB（供用）（昼夜）	基・日
路面点滅誘導灯（設置・撤去）（昼夜）	回
路面点滅誘導灯（供用）（昼夜）	基・日

27. 率計上工事に関する事項

27-1 率計上工事

27-1-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書27-1-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

27-1-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

(30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

27-1-3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1～97)のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

27-1-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書27-1-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合は、単価協議により単価表を修正するものとする。

27-1-5 契約変更について

契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

27-1-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。

27-1-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

特-(12) 率計上工事に関する事項

検測の単位

式

28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1－3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
工所用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	
工所用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	
舗装修繕工事機械現場内移動費①	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	
舗装修繕工事機械現場内移動費②	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	
仮設材運搬費①	仮設材等（H形鋼、鉄矢木、H鋼基礎等）の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費②	仮設材等（H形鋼、鉄矢木、H鋼基礎等）の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費③	仮設材等（H形鋼、鉄矢木、H鋼基礎等）の運搬に要する費用をいう。	
はく離抵抗試験費	舗装工事における粗骨材及びアスファルト舗装混合物のはく離抵抗性の確認に必要な水浸ホイールトラッキング試験に要する費用をいう。	

【仮設備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
工所用電力設備費	計測工Bにおいて必要となる電力の二次側電力設備に要する費用をいう。	
ストラット費	構造物掘削に伴い既設トンネル覆工へ側方応力が作用し覆工に著しい挙動が生じた際に支保するために必要な鋼材のリースに伴う費用とその往復の運搬費をいう。	

【雑工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
目地材費	コンクリート構造物の継目に設置する目地材に要する費用をいう。	
コンクリート打継目処理費	コンクリートの鉛直打継目処理用シートの材料に要する費用をいう。	
有料道路料金費①	切削オーバーレイ工にあたり、機械の運搬に必要な有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費②	土留工の親杭施工にあたり、機械の運搬に必要な有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費③	舗装工（2.4m以上の機械施工）の施工にあたり、機械の運搬に必要な有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費④	舗装工（2.4m以上の機械施工）の施工にあたり、機械の運搬に必要な有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑤	仮設材運搬にあたり、運搬に必要な有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑥	工事で発生したアスファルト殻の運搬にあたり、必要となる有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑦	工事で発生したコンクリート殻の運搬にあたり、必要となる有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑧	工事で発生した土砂類の運搬にあたり、必要となる有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑨	工事で発生した土砂類の運搬にあたり、必要となる有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑩	工事で発生したがれき類の運搬にあたり、必要となる有料道路通行料金の費用（往復分）をいう。	
有料道路料金費⑪	工事で発生した廃プラスチック類の運搬にあたり、必要となる有料道路通行料金の費用（片道）をいう。	
試験舗装費	共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。	

29. 補足事項

29-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 盛土場の位置及び運搬に関する事項を変更する場合がある。
- (2) 高速道路事業のPR用に特別な看板の設置を追加する場合がある。
- (3) 交通規制工における昼夜連続車線規制に伴う広報設備（垂幕・看板等の設置・撤去）に関する事項を追加する場合がある。
- (4) 渋滞対策工に関する事項を変更あるいは追加する場合がある。
- (5) 交通規制安全設備工に関する事項を変更あるいは追加する場合がある。
- (6) 計測工Bの期間を変更する場合がある。
- (7) 本特記仕様書8-1に規定する作業期間を変更する場合がある。
- (8) 遠隔立会いの一環として坑内にWebカメラの設置を追加する場合がある。
- (9) 残存物件の運搬に関する事項を追加する場合がある。
- (10) 試掘工を追加する場合がある。
- (11) 汚濁水処理工を追加する場合がある。
- (12) 試験舗装の位置を変更する場合がある。

29-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、別添様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

29-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」（5）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

29-4 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」（平成19年12月 関東支社長野管理事務所）に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前（2週間前）に監督員に提出するものとする。

29-5 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

29-6 緊急時の協力業務

本工事期間中に長野管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

29-7 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

29-8 間接工事費の変更

29-8-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

29-8-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

29-8-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

29-8-4 間接工事費の増加費用の協議

（1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。

（2）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（3）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。

（4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式11）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

29-8-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

29-8-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

29-9 材料調達に伴う変更

29-9-1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「土砂」、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者で協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格
インバート埋戻し工 インバート埋戻し	骨材	C-40
仮舗装工 粒度調整路盤工（ $t = 15 \text{ cm}$ ）	骨材	粒度調整碎石（M40）
土留工 親杭工	仮設材（鋼材）	H形鋼（SS400）
土留工 横矢板工（設置）	仮設材（鋼材）	鉄矢木（15型）

29-10 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－４）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

29-11 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

29-12 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

29-13 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「１－２ 用語の定義」に定める「確認」及び「１－３０ 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

29-14 快適トイレ

29-14-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

29-14-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900 mm 以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

29-14-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

29-14-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで 51,000 円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

29-15 熱中症予防に係る対策費用

29-15-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

29-15-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

29-15-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

29-15-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

29-16 クマ対策に係る費用

29-16-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

29-16-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

29-16-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ①クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長）

殿

住所

会社名

代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

（工事名）

標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成しましたので、提出します。

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。

工程表

(工事名) ○○道路 ○○工事

住所

工事区間

工 期

会社名

自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

自) 令和 年 月 日

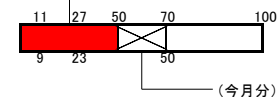
至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

令和 年 月 日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

(前月まで) 線上に計画出来高 (%)



(線下に実施出来高 %)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・ 別添の工程表は、様式－ 1 － 3 とする。
- ・ Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名
- 2 工事等場所
- 3 発生（受領）年月日
- 4 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。
監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△
現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
2．原因別に一葉ずつ作成する。
3．写真を添付する。
4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
工 事 件 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する
(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積みいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5)*(6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

上信越自動車道 片山トンネル（下り線）補強工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

上信越自動車道 片山トンネル（下り線）補強工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社長野工事事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び日本シビックコンサルタント株式会社（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

(総 則)

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

(構 成)

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

(三者協議会の開催)

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社長野工事事務所に置きトンネル改良工事区を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 上信越自動車道 片山トンネル変状対策工発注用図面作成業務

2) 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

（その他）

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平坦性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名)

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名

製造会社名) ○○

機種型式) ○○

製造番号) ○○

2. 添付書類

- ・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写） 各1部

以上

（注）Kcube2による提出とする

様式ー2

試験法ー付属書 001	路面プロファイルの性能確認方法
-------------	-----------------

製造会社名		機種型式		製造番号	
測定年月日		測定者		舗装種別	

IRI精度評価値		試験プロファイル														平均	プロファイラ性能評価値		試験プロファイル														平均
		往路						復路						往路						復路													
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目				3回目	4回目	5回目	6回目											
基準プロファイル (移植性性能値)		水準																															
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目																															
		2回目																															
		3回目																															
		4回目																															
		5回目																															
		6回目																															
	復路	1回目																															
		2回目																															
		3回目																															
		4回目																															
		5回目																															
		6回目																															

距離測定精度				距離測定				IRI精度評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = × = プロファイラ性能評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = × = 距離測定精度 = 1 - 距離測定誤差 = - =							
基準長				延長	誤差量 各回	誤差率（%） 各回	精度（%） 各回								
測定長	往路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													
	復路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													
全回平均															

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇	機種型式	〇〇〇	製造番号	〇〇〇
測定年月日	〇〇〇	測定者	〇〇〇	舗装種別	〇〇〇

IRI精度評価値														試験プロファイル														プロファイラ性能評価値														試験プロファイル													
基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均	基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均																								
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目																															
試験プロファイル (反復性性能値)		往路	1回目	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	試験プロファイル (反復性性能値)		水準	1回目	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962																						
試験プロファイル (反復性性能値)	2回目				0.990	1.000	0.990	0.970												2回目			0.970	0.970	0.980	0.970																													
	3回目					0.980	0.990	0.990													3回目				0.960	0.970	0.970																												
	4回目						0.990	0.980													4回目					0.970	0.960																												
	5回目							0.990													5回目						0.970																												
	6回目																				6回目																																		
	復路		1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970						1回目									0.970	0.960	0.980	0.970	0.951																					
			2回目									0.990	0.990	1.000	0.990						2回目										0.970	0.970	0.980	0.970																					
			3回目										0.980	0.990	0.990						3回目											0.960	0.970	0.970																					
			4回目											0.990	0.980						4回目												0.970	0.960																					
			5回目												0.990						5回目												0.960	0.970																					
			6回目													0.990						6回目												0.960	0.960																				
距離測定精度			距離測定											IRI精度評価値		=	移植性性能値		×	反復性性能値																																			
基準長			延長		誤差量 各回		誤差率（％） 各回		精度（％） 各回		プロファイラ性能評価値		=	移植性性能値		×	反復性性能値																																						
			240.000										=	0.982		×	0.988																																						
			240.000										=	0.970			(97.0%)																																						
測定長	往路	1回目	240.212	0.212		0.09%		99.91%		プロファイラ性能評価値		=	移植性性能値		×	反復性性能値																																							
		2回目	240.488	0.488		0.20%		99.80%		=	0.962		×	0.968																																									
		3回目	240.439	0.439		0.18%		99.82%		=	0.931			(93.1%)																																									
		4回目	239.769	-0.231		-0.10%		100.10%		距離測定精度		=	1		－	距離測定誤差																																							
		5回目	240.223	0.223		0.09%		99.91%		=	1		－	0.06%																																									
		6回目	240.250	0.250		0.10%		99.90%		=	99.94%																																												
	復路	1回目	240.512	0.512		0.21%		99.79%																																															
		2回目	239.789	-0.211		-0.09%		100.09%																																															
		3回目	240.334	0.334		0.14%		99.86%																																															
		4回目	239.224	-0.776		-0.32%		100.32%																																															
		5回目	240.195	0.195		0.08%		99.92%																																															
		6回目	240.223	0.223		0.09%		99.91%																																															
全回平均							0.06%		99.94%																																														

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項 目	内 容	日 数	備 考
対象期間	①令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日	日間	
	②年末年始（12/29～1/3）及び夏期休暇（３日）の期間	日間	
	③工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間	
	④工場製作のみを実施している期間	日間	
	⑤冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間	日間	
	対象期間（Ａ）＝①－②－③－④－⑤	日間	
現場閉所日	⑥土曜・日曜・祝日に現場閉所を実施した日数	日間	
	⑦平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数	日間	
	対象期間（Ｂ）＝⑥＋⑦	日間	
現場閉所率	現場閉所率＝Ｂ／Ａ	%	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ) = ★★t	

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
(注) Kcube2 による提出とする。

残存物件一覧表

別表－1

発注者に引渡しを行う引渡し場所は全て発生場所とする。

品 名	規 格 等	単位	数量	引渡し方法
ハンドホール 蓋	蓋:665mm×630	枚	8	発注者に引渡し
ハンドホール 支持金物		個	4	発注者に引渡し
ハンドホール ケーブル受金物		個	8	発注者に引渡し
ハンドホール 金物一式	ボルトナットM10×30L、飛来防止金物(蓋取付金物) 取ってφ9－100L、FB－65×6t、 L－75×75×6t、C－150×75×25、 コンクリートアンカーM10×70L×2、 補強アングル50×50×6t、 コンクリートアンカーM22×90L、 飛来防止金物(側壁取付金物) クサリφ8(SUS304)	組	1	発注者に引渡し
ハンドレール 支柱	φ48.6×2.3 L=800mm	個	36	発注者に引渡し
ハンドレール ビーム	φ48.6×2.3 L=1500mm	個	27	発注者に引渡し
ハンドレール ブラケット	φ48.6×2.3 L=120mm	個	36	発注者に引渡し
ハンドレール ボルト	M6×15	個	36	発注者に引渡し
ハンドレール ベースボルト	150×150×12	個	36	発注者に引渡し
ハンドレール アンカーボルト	M8×60(SUS)	個	72	発注者に引渡し
集水ます	グレーチング蓋 322×600	枚	4	発注者に引渡し
脱輪防止 平鋼	250×12×1.450	枚	22	発注者に引渡し
脱輪防止 鉄矢木	15型 L=1.4m、H=0.36m	枚	22	発注者に引渡し
脱輪防止 ボルト・ナット	M24×95	組	44	発注者に引渡し
仮設防護柵 Gr支柱	H－200×200×8×12	本	23	発注者に引渡し
仮設防護柵 Grビーム	Gr－SC－1.5S	m	34	発注者に引渡し
仮設防護柵 支柱用ボルト・ナット	M24×95	組	92	発注者に引渡し
仮設防護柵 ビーム用ボルト・ナット	M20×180	組	272	発注者に引渡し
目隠しフェンス 単管	φ48.6 L=3.0m	本	23	発注者に引渡し
目隠しフェンス クランプ	直交	個	46	発注者に引渡し
目隠しフェンス ジョイント	単管接続用	個	6	発注者に引渡し
目隠しフェンス キャッチクランプ	H鋼+単管	個	46	発注者に引渡し
横矢板	鉄矢木15型	枚	30	発注者に引渡し